

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

厚木市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 厚木市

(1) 現況

本市は、県の中央部に位置し、都市近郊という恵まれた立地条件の中で、園芸、稲作、畜産などが営まれ、機械、施設の近代化による生産性の高い農業経営が行われている。

農業地域は、穏やかに開けた東南部の平坦地と西北部の丘陵地域に区分され、水田地帯は、相模川をはじめとした大小6河川の流域にあり、水田利用としての農道・用水路などの土地基盤整備が図られている一方、農業従事者の高齢化や担い手の減少、また、耕作放棄地の増加が懸念されており、農用地・農業用水路・農道等の管理活動を将来に渡って的確に実施していくことが困難と予想される。

(2) 目標

(1)を踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下、「法」という。）第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
厚木市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。